

令和7年度山梨県子どもの緊急食料支援事業（FAQ）

Q1. 小学校等とは？

- A. 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（小学部、中学部及び高等部）、高等専門学校、専修学校（高等課程）及び各種学校のことを「小学校等」とします。

Q2. 保護者等とは？

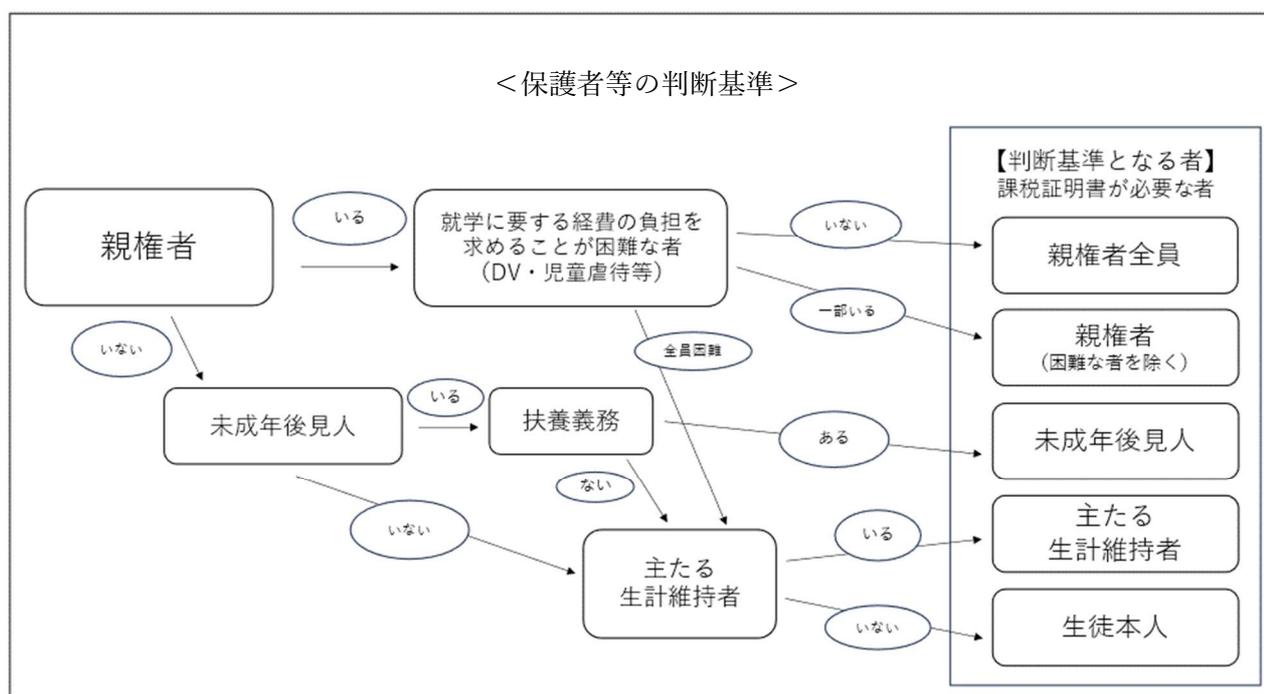
- A. 子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人。以下「保護者」という。）及び生徒に保護者がいない場合には、当該生徒の主たる生計維持者を「保護者等」とします。

Q3. 申請先・申請方法は？

- A. 県HPから申請書類（申請書等各種様式、返信用封筒等）をダウンロードしてください。また、申請書類の郵送を希望する場合は事業案内記載のQRコードより、申請書類郵送申込フォーム（入力期限：7/2～8/12）に住所等を入力し、送信してください。事務局で住所等を確認後、速やかに指定の住所へ申請書類を郵送します。提出にあたっては、申請書とその他提出書類を返信用封筒に入れて、山梨県子どもの緊急食料支援事務局（山梨県甲府市丸の内1丁目6-1）あてに郵送でお送りください（申請受付期間：7/2～8/20）。

Q4. 課税証明書等は同居している祖父母等の分も必要？

- A. 原則として、保護者等全員の住民税所得割額により判断しますので、祖父母等のものは不要です。親権者が父母の場合、父母2名分の課税証明書等を提出してください。



Q5. 住民税所得割とは？

- A. 住民税所得割とは、前年の所得に応じて課税される住民税（均等割・所得割）の一部です。住民税所得割額は以下の書類などで確認できます。
- ・住民税課税証明書（市町村役場で発行）
 - ・給与所得等に係る住民税特別徴収税額決定・変更通知書

Q6. 支援物資はどんな食料？いつ届く？

- A. 乾麺等の主食、肉・魚等を加工した缶詰等の主菜、野菜ジュース・ゼリー等の副菜を組み合わせた、1箇月分（31食分）を梱包し、希望する世帯へ配布します。食品の選択はできませんのでご了承ください。食料の配送手続は令和7年7月16日（水）から順次開始予定です。通常は、適正な提出書類受理後7～10日ほどで申請者のもとへ食料を配送しますが、申請件数が集中した場合等、配送にお時間をいただくことがあります。

Q7. 何回申請できる？

- A. 申請は一回限りとなります。対象となる児童・生徒が複数名いる場合はまとめて申請してください。

Q8. 食料は譲渡や売買していい？

- A. 夏休み期間中に十分な食事の確保が困難な世帯の子どもに対する食料支援を行うものです。譲渡や売買などが判明した場合は速やかに当該食料品を返送していただきます。また、受領後に辞退の意思を示した場合も同様です。

Q9. 確定申告をしていない場合は？

- A. （自営業等で）確定申告をしていない場合、住民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。なお、課税証明書等で住民税所得割額が0円であることを確認できれば、申請可能です。

Q10. 外国籍の家庭でも利用できる？

- A. 利用可能です。ただし、本事業の申請要件を満たしている必要があります。詳しくは実施要綱をご確認ください。

Q11. 県外の児童・生徒の滞在先に送ることは可能？

- A. 山梨県内の申請者住所に配送するため、県外には対応しておりません。ご自身で必要に応じて転送等をお願いします。

Q12. 里親・児童養護施設等に措置されている児童・生徒は対象？

- A. 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号による児童入所施設措置費（一般生活費）の支弁対象となる児童・生徒は対象外となります。